

## 第6回明石市市民参画推進会議 議事概要

日時：2023年3月20日（月）14:00～16:20

場所：市役所本庁舎 806会議室

### 1 開会

### 2 議事

#### 「諮問②に対する答申内容」に係る検討

（田端会長）

市民参画手続の実施状況の評価について、答申内容を議論し、一区切りとしたい。「もっと議論した方がいい」という内容も参考として答申書案に載せている。これらの課題は今後も議論が必要なテーマと思っている。

（事務局 和気係長）

※資料1に基づき、説明

（田端会長）

これは、委員の意見を事務局で取りまとめた資料である。6年間会議が開かれていなかったこともあり、とても分厚い資料があり、それを踏まえて論点を抽出し、議論してきた。

今回議論が十分できてないと思われるところは、4ページ目以降の「【参考】各論点に関する意見」に記載している。この会議で何度も話が出ているように、市民がどの段階で行政に意見を出すべきかというテーマや、議会の問題など、1年や2年では検討が終わらないものも含まれている。

一方で今すぐ取り掛かるべき課題もある。この会議ではそれらの点について答申を出す。6年間の課題を整理して、改善案などの意見をまとめたのがこの答申案であって、今後の課題を議論するに当たっての基本的な部分になると思っている。この答申に議論した内容や委員の意見がしっかりと反映されているのかという視点で、意見を賜りたい。

（松本委員）

一つ確認だが、事務局から説明された「参考 各論点に関する意見」というのは、前3ページを補強する意図なのか、それともシンプルに会議で出てきた意見を列挙したものなのか、どちらか。

（事務局 和気係長）

どちらかというと後者である。意見を列挙記載したものとなる。

(松本委員)

答申案の内容は簡潔にまとめられているので、むしろ「論点に関する意見」とする方が、具体性がある。意見の列挙ということならば、そのように書いた方が良い。

この推進会議の大きな任務は、空白になっていた6年間の検証である。具体的には、事務局から出された膨大な資料に基づき、報告された事柄に係る市民参画手続が適切であったかを一つひとつ議論することである。そして、問題があった部分については、委員10名の視点から検証することで初めて答申ができると思っている。だから、十分に検証作業ができてないのに今日答申をまとめる議論をすることは想像もしなかった。議論ができてないのになぜ答申するのか。市からの報告を聞いて、詰めた議論をしないまま抽象的に答申をまとめるのは委員としては極めて恥ずかしい。

具体的に検証が不足しているのは、市議会又は市議会議員における市民参画条例の適用に関する問題、無作為抽出の市民も含めて構成する審議会等の設置に関する問題、推進会議が常設機関であることを担保するための条例の見直しの問題などである。また、特定の市民を対象とした意見聴取の場の条例上の位置づけの問題。さらには専門的な構成員による審議会等と公募市民の選任制度との兼ね合いの問題などについても、踏み込んだ議論ができてない。

会議は今日で第6回となっているが、実質検証にとりかかったのは第4回目以降のみである。これだけ膨大なものを2回の会議で審議し、答申案を取りまとめるのは無謀である。従って、本日の時点で、事務局から提案された諮問に対する答申ができる状況には至っていないと考える。

事務局からの答申案は、これまでの議論の取りまとめとして意味がある。だから、取りまとめをすることについては反対しない。したがって、答申とするのではなく、「中間まとめ」として報告するべきだ。「中間まとめ」とした上で、残る論点について議論し答申をまとめても遅くはない。また、答申案を年度末に出す必要はない。

もし、どうしても答申するのであれば、あくまでも「第1次答申」として扱うべきである。この市民参画推進会議の6年間の検証の答申として、受け取られることがあってはならない。その上で本日の資料1「諮問②に対する答申内容(案)」に対する意見を説明する。

1項目「条例の運用状況の評価・検証について」だが、まだ検証は終わってないことを記載すべきだ。今後検証を続けるとともに、検証期間が空きすぎないようにすることが必要である。また、この文書の随所に「していただく」という表現があるが、へりくだった表現はふさわしくない。

また、政策等を所管する部署において立案しようとしている政策等で市民参画の手続の対象でないと誤って判断され、条例の運用状況の評価検証が実施されていない事案がある。このようなことがないように市民参画手続の対象となるか否かの判断について、推進会議がチェックして助言する仕組みを設ける必要がある。担当部局の不作為について、チェックする仕組みを設ける必要がある。

(田端会長)

意見を受けて、1点目「参考」という書き方については、「各論点に対する委員意見」という形で意図が伝わるようにしてほしい。

2点目だが、これを「答申」とするか「中間まとめ」とするかは委員の皆さんの意見を聞きたい。私はしっかりと議論し、答申を出せる状況であると思っている。当然、一件ずつすべてをチェックできたわけではないが、しっかりと議論いただき、その上で答申として論点をまとめている。会議はこれで終わるわけではないので、各論点について再度諮問があれば、それに対する答申を出していかなければいけないことも重々承知している。

その上で2つ引かかる箇所がある。「まだ検証は終了していない」という表現の可否と市民参画手続の対象となるか否かの事前チェック制度である。この会議がチェックするのであれば、どのような形で行い、助言するのか、全然議論していないにもかかわらず書くべきか。

皆の意見を賜りたいと思うが、いかがか。あれだけ議論したのに議論が終了していないというのはさすがにどうかと思っている。

(坂口委員)

資料は簡単明瞭にまとめられており、これで進めれば良いと思う。松本委員の意見で逆に頭が混乱した。確かにいろいろ考えるべきテーマもあるとは思うが、事務局の案で進めていただきたい。

(田端会長)

この会議が事前チェックを行うことについて意見はあるか。私は他の事例を知らない。

(事務局 堂上室長)

市の業務をすべて事前チェックするのは運用上非常に難しいと考えている。

(松本委員)

もちろん推進会議ではチェックできない。市の担当部局がチェックするべきだ。

(田端会長)

そうであれば、答申に書かれている「後年度に手続を実施したかどうかをチェックすることが、市民参画条例を所管する部署には求められます」という文章の中に、先ほどの趣旨を踏まえて、「働きかけをする」という旨を一文入れるということによいか。要はチェックするために必要なことをやるということである。

松本委員の意見を踏まえ、答申案の最後2行を少し修正するのはどうか。

(事務局 和気係長)

松本委員のご意見について確認だが、立案しようとしている政策等で市民参画手続の対象でないと誤って判断している例とは、事務局案の「複数年度にわたって実施する政策等について後年度の報告がなかった事例」のことか。

(松本委員)

例えば新庁舎の建設計画について、今年度は市民参画手続の対象になっていないという例があり、実際はやらなければならないのにやってなかったのではないかという議論をした。

市民参画条例第6条では「政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合には、市民参画手続を実施する」とされている。このことをもって、市民参画手続を実施するかしないかは市長等の判断次第だと誤解されている。

もう一つは、複数の市民参画手続をしなければいけないと明記されているにもかかわらず、パブコメを実施したら後は自由選択だと誤解をされている。条例の趣旨はそうではなくて、複数を選択するのが原則であり、場合によっては、一つの場合があり得るということである。そういう理解をせずに、2つ目は任意と誤解されている。だから、重要な案件に関しては、市民参画手続の実施の有無をチェックすべきなのである。

(事務局 和気係長)

今の説明を聞いても、松本委員の意見は理解しかねる。「市民参画手続の対象でないと誤って判断している例」で言われた新庁舎の建設計画は、前回会議で説明したとおり、所管部署が手続の対象ではないと誤解していた訳ではない。意見交換会手続をコロナの影響などから、翌年度以降に延期せざるを得なくなったのである。もちろん、後年度に延期した手続の実施状況を運用状況報告書に記載していなかったことは前回会議において指摘いただいたので、その旨を答申案に記載している。

(田端会長)

答申案に書いている最後の2行について、事務局と松本委員の解釈が分かれている。事務局の解釈では「制度手続的な問題によりできなかった」、一方松本委員は「市の担当者の意識が不十分であるからできなかった」と解釈している。

(事務局 山田室長)

松本委員の意見について、推進会議でチェックする意図でないのであれば、2項目「市職員の意識醸成について」に含めるべきである。条例に基づいて、各部署が判断して業務を行っている背景があり、条例の趣旨を守るというニュアンスであれば、そうする方が良い。

(松本委員)

職員研修をすれば良いという話ではない。推進会議が評価検証するにあたり、報告の中に入らなかったら、検証のしようがない。だから、不作為のケースを誰かがチェックする仕組みをつくらなければ、適切に検証ができない。その趣旨を理解して、文言の修正を考えていただきたい。

次に、2項目「職員の意識醸成について」だが、令和5年度の一般会計当初予算書において、市民参画推進事業の記載がない。市の事業において重要度が低く位置付けられているのではないか。おそらくジェンダー関係予算の一部として、市民参画を位置付けているのだと思うが、予算上、市民参画推進会議が項目に上がってこないというのは問題である。市民参画に対する市職員の意識を醸成するために、市民参画推進事業を市の重要な施策として取り扱う必要があり、大項目に立てて事業を扱う必要があるのではないか。

(事務局 箕作部長)

市民参画推進会議に係る予算は、コミュニティ活動推進事業の中から執行している。新年度予算についても、コミュニティ活動推進事業としている。また、個別の審議会等については、各課が必要な場合に必要な予算を要求している。

(松本委員)

市民参画推進事業の予算は、コミュニティ活動の推進事業の中に入っているとのことである。市民参画というのは、明石市の市政運営の3原則の中の筆頭に掲げられている。それをコミュニティ活動推進事業の中で扱うスタンスは、市民参画の推進が非常に軽んじられている証明ではないか。

(田端会長)

事務局からの説明では、市民参画の考え方というのはすべての部局に浸透しており、事業ごとに市民参画に係る予算をそれぞれの部局で計上している。各部局でしっかりと認識されているということである。

市民参画のための予算のうち、主に研修などに係る予算は、どれぐらい規模なのか。

(事務局 堂上室長)

外部講師を頼まない庁内研修の場合は、特に予算化をしていない。

(田端会長)

予算事業がないから、松本委員が言う「軽んじられている」というわけではないと思う。しかし、やはりそのように見られてしまうという懸念も分からなくはないので、重要性が何とか見える化できないかと思う。市民参画の重要性を明らかにした上で、そのために職員意

識の醸成が必要だと書き換えることはできるか。

(事務局 堂上室長)

事業名については財務部局と相談が必要となる。

(松本委員)

具体的にどのような不適切な事例を受けて職員研修が必要なのか、答申書に載せる例を事務局で考えてほしい。

(事務局 堂上室長)

多分、新庁舎建設に係る話かと思うが、パブコメは必須項目として実施している。それ以外の市民参画手法は所管部署が状況や案件に応じて任意で選択している。新庁舎建設に関して審議会等手続を実施しなかったことを市の職員の意識が低い事例として載せるのはいかなものかと思う。

今後、市職員の意識醸成は対応していかないといけないと認識している。

(田端会長)

条例の本旨を十分踏まえてもらえていないと思われる事例とか、書き方はいろいろあると思うが、願います。

(小田委員)

市職員の意識が低いとは感じていない。市職員と住民の接点は増えていると思うし、まちづくり協議会にも毎回来てもらい、意見を吸い上げて持ち帰ってくれている。予算上の見せ方も大切かもしれないが、実際の関わりやつなごりは、徐々に意識されている。

(藤本委員)

市職員の意識に関しては、新庁舎建設や工場緑地のことを例にしても、会長を通じて一般会員のいろいろな意見や要望を吸い上げていただいている。また、市職員が逐一会議に来られ、意見を聞き検討いただいている。こちら側の意見は割と反映されていると認識している。

(田端会長)

松本委員が指摘しているのは制度的な誤解があることについてだと理解している。藤本委員や小田委員から意見があったように市職員そのものの意識が低いという意味ではなく、誤解のない表現にしたいと思う。

(松本委員)

新庁舎での発言は「審議会等は特定のメンバーだけの議論だから、それよりも不特定多数の人が意見を出しているパブコメの方がいいのではないか」という話である。パブコメと審議会等では機能、役割がまったく違う。そこを理解せずに、審議会等とパブコメを単純に比較して、審議会等を不要とするのは、あまりにも市民参画条例に対する理解が乏しいのではないか。

コミュニティの現場の中で非常に丁寧に意見を聴くというのは、そのとおりである。ただし、それは協働のまちづくりであり、協働と参画は違う。それが混同され、市民参画が実現されていると誤認されている。

(田端会長)

参画と協働の議論は非常に興味深いですが、時間の都合上あえてここでは議論しない。

(松本委員)

3項目「市民意見の反映」だが、基本的には事務局案に出されたものを組み替え、整理したうえで、項目を「審議会等手続」「意見公募手続」「意見交換会手続及びワークショップ手続」「複数の市民参画手続の併用」「情報の提供」の5つに分けるべきだ。

1つ目の「審議会等手続」に関しては、審議会等は、多様な市民及び利害関係者の意見を政策等に反映させるためには、これらの意見を根拠にした審議を行うことが欠かせない。したがって、審議会等は、それらの意見の入手を目的とした公聴会や意見交換会の開催、市民の意見や意向調査等の方策を講じるよう努めなければならないというのは、条例や逐条解説等でも記載されているとおりである。

2つ目の「意見公募手続」に関しては、市民からの意見提出を政策等の案に反映し、形式的な運用を改善するために、提出された市民意見を審議し、反映させる期間を十分に確保する必要があることを加えるべきである。

3つ目の「意見交換会手続及びワークショップ手続」に関しては、具体的な根拠条文を追記すべきである。また、一般公開し、誰でも参加できる意見交換会がベースであり、それ以外に様々な関係者や特定団体と利害関係者との意見交換は積極的にやればよいと思うが、公表しなければいけない。

4つ目の「複数の市民参画手続の併用」に関しては、意見公募手続の実施だけで良いとするなど、複数の市民参画手法の実施に関して誤解されている懸念がある。市民参画条例の基本理念に立ち返って、意見公募手続と他の市民参画手続を併用する義務があることを、市民参画手続の実施マニュアルに明記することが必要である。また、複数の市民参画手続を併用しない特別な理由がある場合には、推進会議においてその理由を報告することを明記することが必要である。

5つ目の「情報の提供」であるが、公表の方法については、条例第9条において4つの方

法が定めてある。こうした方法を併用する努力が必要だが、最近「市ホームページへの掲載」と「その他市長等が必要と認める方法」の併用で済ませている。しかも広報誌での掲載は、中身を記載せずにホームページの内容を案内しているものがほとんどである。こうしたことでは今のデジタル社会では不十分ではないか。また、審議会手続において傍聴者がいない例や意見公募手続において提出意見や参加者が非常に少ない例などがある。改善には、あらゆる手段を講じて、情報を市民に提供していく努力が必要である。

あと、「協働のまちづくり推進条例」「情報の提供に関する条例」「情報公開条例」に関する内容については削除したらどうか。これは市民参画手続や市民意見の反映と別のテーマである。

(田端会長)

「意見交換会手続及びワークショップ手続」に関する意見については、「条例の手続に沿って」という旨は明記するが、条文についてすべて記載すべきでないと思う。また市長への答申であることから、すべてを記載する必要はないと考える。

(松本委員)

答申は、市民に分かってもらわないといけないものであり、市長さえ分かっただけのものではない。そこは誤解のないようにしていただきたい。

(田端会長)

3項目の「市民意見の反映について」を小項目に分けることについて意見はあるか。

(大黒委員)

小項目建てはわかりやすくいいと思う。また、「情報の提供に関する条例」「協働のまちづくり推進条例」のテーマに関する文章を削除することについては賛成する。

しかし、条例の条項を示されても、正直市民はすぐに理解できないと思う。参考として、別に条文を添付した方がわかりやすいのではないか。

(田端会長)

他に意見がなければ、小項目ごとに分けたい。

その上で、松本委員からの「複数の市民参画手続の併用」に関する意見を明記するかを検討する必要がある。事務局より回答いただきたい。

(事務局 堂上室長)

複数手法で市民参画手続を実施していない事例が一部あるが、ほとんどの事例では複数手法で手続を実施している。また、市民参画手続マニュアルには複数手法で実施する旨を明記



している。

(田端会長)

松本委員の「複数の市民参画手続の併用」に関する意見は推進会議としてそこまで言い切るのには難しいので、答申案への追記はできないと思う。

審議会等手続に関する意見については、審議会等は、多様な市民及び利害関係者の意見を政策等に反映させるためには、これらの意見を根拠にした審議を行うことが欠かせず、審議会等は、それらの意見の入手を目的とした公聴会や意見交換会の開催、市民の意見や意向調査等の方策を講じるよう努めなければならないという意見はこのとおりでと思うが、ここまで具体的に書く必要があるか。答申案の「市民意見をより適切に反映するため」という箇所、ある程度書かれている。

また、「意見公募手続」については、「必要な期間を確保できるよう」という記載で十分だと思う。政策等について意見が提出された際、常設の審議会等があればいいが、解散してしまっている場合はどうするかなど、細かく書きすぎると運用が難しくなる。

情報の提供についても同様で、答申にはここまで書かなくてもよいと思っている。

私たちが審議した膨大な量を示したいのは同感だが、前回平成 28 年の答申はシンプルだったので、そこに沿いたい。

(松本委員)

漠然とした抽象的な表現では答申としては有効性が保てない。前回の答申も漠然としているので、適切に実行されていない。今回も議論ができておらず、答申を出す段階ではないと言ってきた。慌てて年度末に出さなければならない理由もないのに答申書を出す意味は何か。

例えば、保留になった内容を来年 7 月までにもう一度議論するのか、どのような形で市に提出するのかについて明確にされていない。当然それは次年度以降、議論されると思っているので、まず抽象的な答申を出しておいて、次年度に追加で具体的な追加答申をすることも可能だと思う。

(田端会長)

答申の是非については最後に議論したい。まず答申案の内容について意見を願います。

内容は漠然としているかもしれないが、委員の皆さんから重要な点について理解を得た。例えば、「審議会等手続」に関する意見については、「審議会等で政策等の素案策定を始める際は、市民意見をより適切に反映するため」という点がしっかり記載されており、これで十分だと思っている。

また、「意見交換会手続及びワークショップ手続」に関する意見での根拠条文の記載については、答申書に書く必要があり、また、書くことで分かりにくくなるのであれば、別に設ければ良いと思う。

「市民参画はいかに市民が参画できるかが重要で、まずは一番重要なコミュニティに市民が参画することの必要性を啓発することも大切です」というのが正木委員からの意見だったと思うがいかがか。

(正木委員)

答申書への記載にこだわっているわけではない。ただ重要な理念であると思っている。

(田端会長)

協働と参画に関する部分の記載の削除について意見がなければ、いったん削除する。

あくまでも行政手続をチェックする答申であるため、ふさわしくない内容ではないかという意見だった。ただ、市民にも参画する意識を持ってもらいたいという思いを推進会議として持っていることは共有したい。

(松本委員)

この部分の削除については、基本的には皆、異議なしということで良いか。

(他委員 異議なし)

(松本委員)

参画と協働は不可分であるが別物であるということを理解しなければ、誤解が生じる。だから、この部分を入れるのであれば、もう少し説明を加えなければならないと思っている。

(田端会長)

情報の発信等については行政の役割であり、それに対して市民もその情報に関心を持ちパブコメなどに応えてほしい。そのための基盤となるのが地域における参画である。このような書き方なので、誤解はないと思う。

この推進会議が行政の手続を重視して議論してきたので、答申としてはふさわしくないということについて、皆さん反対がない。

3項目「市民意見の反映について」は、小項目を立て、一部文言を修正、カットする。

(松本委員)

4項目「審議会等の委員の選任等について」は、まず、この推進会議で条例の改正について議論し、改正を行ったことについては明記すべきである。

また、審議会等の委員の選任においては、「20人以内」という規定について、市民会議の実施などこれからの審議会等の開催方法の大きな変革を視野に入れたら、もっと多人数で議論することも検討課題とすべきである。

さらに、会議資料をわかりやすくすることも大事ではあるが、専門的知識を学習する機会の提供が大事であり、皆で学んでいく機会が大変重要だと思う。

後、女性委員比率を4割以上とする改正を行ったが、そもそもこれまで3割に達していなかった審議会等について検証するという課題が残っている。

最後に、男女平等の視点から、条例は、男性又は女性の委員比率を4割以上に引き上げると同時に、男性又は女性のいずれかの委員比率が4割未満にならないようする旨の規定に再度改める必要がある。

(田端会長)

事務局の意見はいかがか。

(事務局 山田室長)

条例改正を行ったことについて、追記することは問題ない。

(田端会長)

20人以内を原則とする規定の妥当性についてだが、これは議論した記憶がないので書きにくい。10人未満のときの議論はしたが、人数を多くするべきだという議論はしてなかったと思う。

(事務局 中島課長)

20人以内を原則とするかという議論は行っていない。また市民会議について審議会等と同じ基準を適用することについても、議論が及んでいなかったと認識している。

(田端会長)

委員の人数の課題については答申書には記載しない。専門的知識を学習する機会の提供や、審議会等の委員を構成する女性委員比率について改正を行ったという箇所は、ほぼ良いと思う。最後の、男女平等の視点からという点について、いかがか。

(事務局 森課長)

昨年12月に条例改正を行った。施行は4月となるが、その中で男性又は女性のいずれかが4割未満にならないようにする旨の改正がなされており、再度改める必要は無いと考える。

(田端会長)

すでにそう規定されているということである。この推進会議で議論して改正したことは記載する。

専門的知識を学習する機会の提供については、おそらく専門知識を有しない委員が増える

ことも想定されるためこの提案を入れたいと思う。

(松本委員)

5項目「審議会等における傍聴者の発言について」は、傍聴者の発言について、アンケート用紙を配るなどして、意見をできるだけ拾うことを記載したい。

また、聴き置くだけの仕組みに終わるのであれば、せっかくの傍聴者からの意見が市民参画の方法として機能しない恐れがある。重要なのは、傍聴者の意見に基づいた審議が行われるということである。

(田端会長)

答申案で、「当該政策等に関心のある市民であり、何らかの方法で意見を聴く機会を設けることも有効」と記載されており、この有効であるという考え方は聴き置くではなく、審議に活かすという意味で有効であると解釈していたが、いかがか。

(事務局 堂上室長)

会長がおっしゃるとおりである。傍聴者の意見だけではなく、市民から直接、意見をいただく場合もある。単に聴き置くという形ではなく、必要に応じ俎上に上げていく。そういう意味で「取扱方法も合わせて各審議会等で検討いただきたい」と記載している。

(松本委員)

現在、聞きっぱなしで終わっているケースが多々あるため、このぐらい記載しておかなければならない。

(堂本委員)

傍聴者の意見に基づいた審議を審議会等の場で行うことが重要とは、腑に落ちない。審議会等の中にも市民の代表はいるはずであり、審議会等の委員が傍聴者の意見に基づいた審議をしなければならないというのはおかしいのではないか。

(松本委員)

市民の意見は千差万別であり、市民が6、7人いたとしても、それは一定の限られた意見に過ぎない。その中で傍聴者は貴重な存在である。すべてを議題として審議するというわけではなく、傍聴者アンケートを一覧表にし、開示すれば良い。

(堂本委員)

傍聴者の中には意見を言いたい方もいると思うが、市民の代表がいる中で、延々と意見を出すというような形になると、聞く方も答える方も負担になるのではないか。

(松本委員)

マイクを持って発言するのではない。アンケート用紙を提出するだけである。

堂本委員も消費者協会の会合で、参加者から出されたアンケートの意見を紹介すると思う。私も様々な会合をする中で、参加者から寄せられた意見を役員会で、紹介、共有して、それぞれがどうしたらいいかについて話している。

(事務局 堂上室長)

意見の共有は非常に大事であるが、傍聴者の意見に基づいた審議を審議会等の場で行うことを必須とすると実際の運用としては難しい。

(田端会長)

松本委員はそこまで言っているわけではなく、疑念があるので意見を活かすことについては明記してほしいということだと思う。

(事務局 堂上室長)

アンケート意見の取扱いについては、結論が出ていない。

(飯塚委員)

前回の内容を聞いて、これまで関心のなかったテーマの審議会等に出席する場合、どこまで事前に勉強できるのか、気にかかっていた。

今、話し合っていると、自分の関心のあるテーマの会議に委員として呼ばれなかった場合でも、様々な意見の出し方があり、関わり方があることを感じている。

(小田委員)

この内容に関しては、以前審議した内容と同じだと思う。ようやく事務局がまとめ、審議した内容も議事録として残っている。私はこの事務局の表現で、十分理解できるので、ここまで具体的な表現は不要だと思う。

(田端会長)

松本委員の意見を踏まえた趣旨は、市民の意見を審議会等が反映する仕組みが必要ということである。ただ、その手法について細かくは議論できないので、答申書案に記載のように「各審議会等で検討いただきたい」という表現になると思う。

(松本委員)

6項目「社会環境の変化への対応について」は、チャットGPTの対話型機能をデジタル

デバインド対策として利用するなど社会環境の変化に対応した参画の運用をどのように行っていくかを議論し、提案するのが推進会議の任務である。もっと議論が必要であり、また内容がよく分からないのであれば専門家を招致するなどして我々自身が勉強すればいい。

(田端会長)

特にこの2年間、コロナ禍で市民参画手続を実施できなかったことが課題としてあった。そういったことを踏まえ、社会環境の変化に対応しようという意見に基づく答申案だと思っている。

松本委員の意見の内容は、これまでの6年度間の評価とは違った次元の話であり、議論をしておらず、答申案に追記できない。まずは、今与えられている諮問に対して答申をしていきたい。

(松本委員)

議論もせずに、まだ議論していないからこの程度に留めるとするのは、審議会等として安直で無責任な対応だ。だから中間まとめとして提出するよう改めて申し上げる。

(田端会長)

6項目「社会環境の変化への対応について」は、過去の参画状況を踏まえた上での課題ということで、コロナ禍で参画がなかなか進んでいない部分があったからこそ、オンラインやリモートを使うべきという点が答申案に書かれているのであり、この点については委員の皆さんの異論はなかったはずだ。

その上で、今後新たな時代を迎える中での課題については、今回の諮問に対する審議ではないため、ここまで細かく書くことは難しい。

(弘本副会長)

特に細かい指摘はないが、松本委員が指摘されているような状況を改善していくためにも第一歩を踏み出していくという意味で、この答申をまとめていくことが必要な一歩なのではないかと感じた。新しい技術も、市民参画に関する基礎体力や思想を持ってなければ、到底使いこなせない。そういうことが問われてくるので、いったん答申をした上で、次の議論に踏み出していく一里塚にできたらいいのではないか。

(田端会長)

これを答申としてまとめるということについてだが、松本委員は答申としてまとまっていないという意見であったが、私はまとまった部分を答申としたい。このことについて松本委員から検討してほしいという提案があったので、意見を賜りたい。

松本委員の意見にもあったようにこれまでの審議の中で、市議会又は市議会議員における

市民参画条例の適用という部分、条例には想定していない無作為抽出型市民の参画、推進会議が常設機関であることを担保するための条例規定の見直し、特定の市民を対象とした意見交換や意見聴取の場の条例上の位置づけなどの部分が課題であるのは確かである。しかしながら、繰り返しになるが、6年度間のチェックをしたときに、できていないケースばかりだったわけではなく、何件かは実際そういうケースもあった、とのことだった。

また、いただいた意見はすべて羅列されており、非常にうまくまとめている。あとは答申と併せて読めば、来年度、議論しなければならない内容についての議論が始まると理解している。

今回の会議では、例えば、市民参画が無作為抽出ではなかったのでもう意見が出なかった、というところまで実証ができてない。こういう課題があるというのを出した上で、今回の評価を答申として出したい。松本委員の意見を今回で終わりにするつもりはない。

(松本委員)

中身の問題ではなくて、審議が十分できてないという課題がある。今、来年度に議論すると言われた。来年度というのは4月から来年の3月か。あるいは、任期である来年7月までのことを指しているのか。また、その期間に積み残している議論をするということを目指しているのか。

もう1点。任期は来年の7月までであるにもかかわらず、年度末までに答申を出さないといけない理由は何か。会長の意思ではなく事務局からの要請だとしたら、事務局に聞きたい。

(田端会長)

まず1点目だが、来年度ですべてというわけではない。松本委員からいただいた意見は大きな課題であり、他の委員からも他の課題が挙げられると思う。先ほど言った参画と協働のあり方とはまた違ってくる。それを来年の1年ではすべてできないと思うので、来年度以降と考えている。

2点目だが、まず答申を出したいというのは私の意見であり、事務局からではない。これは、一つは、諮問に対して答申を出すことは当然だからである。何らかの形ではじめをつけないといけない。まだこれからも続くことになってしまうと、会議としても委員としても難しいと思う。もう一つは、今回、泉市長から諮問を受けた。それに対し、泉市長にお返しすべきだということ。もっとドライに考えろと言われるかもしれないが、私としては信頼されている泉市長から言われた以上、それに応えたいと思っている。

(松本委員)

一つは、来年度が来年度以降になった。もう少し具体的に聞く。議論が不十分な形で区切りを付けて残ったものは、来年の7月までの任期中に改めて議論をするのか、しないのか。この議事運営は、会長自身が采配を振るえる立場なので来年度以降と言われたが、来年度以

降、7月までの間も含めてやるのか。それとももっと先の推進会議で議論をしてもらおうということか。

(田端会長)

この推進会議は諮問に対する答申を出さなければならない。もう1つは松本委員の意見のとおり、意見書を出せるのではないか。つまり答申ではなく、意見書を出せばいいのではないか。

(松本委員)

意見書ではなく、中間報告だ。

(田端会長)

諮問に対する答申ではなく、あくまでも意見書。これをどうするか。それこそまさに市民参画をどう考えるかによると思うが。私が会長としてどう采配するのかと言えば、委員の都合もあるので、諮問を優先する。どのような諮問が出るのかが分からない段階で、議論して報告を出そうとこの場では言えない。

(松本委員)

はじめと言って、議論できてないものを答申として提出することについてはまったく理解できない。

(田端会長)

答申を出す理由は、まとまっているからだ。皆の意見を踏まえてまとめ答申するということがはじめだ。それは理解いただきたい。

なぜ3月末なのかという点は、年度での区切りや先のことを考えなければいけないということもある。総合的に判断して答申を出すとして申し上げた。

(松本委員)

2点目についてだが、諮問は、泉房穂という個人が、田端和彦という個人に対して諮問したのではなく、推進会議に対して行ったものであり、9ヶ月で答申をしなければならない理由にはならない。

(田端会長)

そのとおりであり、そういったことも含めて判断したというだけの話である。他の方の意見も聞きたい。



(小田委員)

会長の意見に賛同する。

(正木委員)

会長の意見に賛同する。一定の結論として答申がまとまっているので、ここで答申として出すべきだと思う。出てきた課題はまとめられているので、また諮問があればこの課題について検討していくべきだと思う。

(堂本委員)

会長に賛同する。

(大黒委員)

私も会長に賛同する。こうやってまとまっている以上は答申として出すべきと考える。

(飯塚委員)

今、意見として出ているところは市に伝える必要があると思う。会としての結論に委ねたい。

(田端会長)

課題があることは皆さん認識いただいているということで、松本委員も了解いただいたと思うが、まとまったものを答申として提出したいということが皆さんの意見だと思う。多数決をとるつもりはないが、松本委員も、了解いただきたいと思う。ただ一部、意見があったので、これについては修正し、答申を出すまでに共有したい。

(松本委員)

多数決ではないが、仕方ないと思う。ただ、推進会議として、これが諮問に対する答申案というのはよくない。今回は任期が残っているため、第1次答申として提出するのはどうか。

(田端会長)

逆に答申を延ばすほど、同じことを繰り返し、重要な観点がまともに議論できないままになってしまう。どこかでいったん締めて、課題は今後議論するようにならなければならない。

決してこの推進会議で行った議論を無駄にするつもりはない。その上でしっかりこの6年度間の評価と答申を出し、その次のステップに行こうと考えているので理解してほしい。

(事務局 中島課長)

今後は、本日出た意見を反映した答申書の修正作業に移りたい。委員の皆さまには、事務

局の作業後、答申案についての内容を確認いただいた上で、最終的な答申とさせていただきたい。また新年度においては自治基本条例の検証も行っていきたい。新年度の会議については改めて案内をする予定である。引き続きよろしく願います。